

別記 2

電気設備工事共通仕様

- 1 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。

新築及び増築に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」(以下「標仕」という。)及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和7年版」(以下「標準図」という。)による。

改修に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」(以下「改修標仕」という。)及び標準図による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、標仕による。

- 2 標仕及び改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。

- (1) 「契約書」を「新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)別記(第78条関係)建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)」に読み替える。
(2) 「監督職員」を「監督員」に読み替える。

- 3 次の各号に該当する標仕及び改修標仕の項目について、標仕及び改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。(以下[]は、改修標仕の項目を表示する。)

- | | | |
|-----|---------|----------------------------------|
| (1) | 第1編 第1章 | 1.1.2[1.1.2] 用語の定義の(ア), (ス), (ツ) |
| (2) | 〃 | 1.4.2[1.4.2] 機材の品質等の(1)及び(2) |
| (3) | 〃 | 1.4.4[1.4.5] 機材の検査等の(1) |
| (4) | 〃 | 1.6.1[1.10.1] 工事検査の(2)及び(3) |

- 4 標仕及び改修標仕の次の項目の規定は適用しない。

- | | |
|---------|------------------------|
| 第1編 第1章 | 1.1.2[1.1.2] 用語の定義の(テ) |
| 〃 | 1.6.2[1.10.2] 技術検査 |

別表（電気設備工事）

号	項目	置き換え後の標仕及び改修標仕の規定
	第1編 一般共通事項 第1章 一般事項	
(1)	1.1.2[1.1.2] 用語の定義	<p>(ア)「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。</p> <p>(イ)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。</p> <p>(ウ)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。(ただし、②に係る検査を除く。)</p> <p>① 工事の完成(約款第32条)</p> <p>② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条)</p> <p>③ 部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第39条)</p> <p>④ 契約の解除時における出来形部分(約款第48条)</p> <p>⑤ 必要があると認めたとときの臨時検査(約款第50条)</p>
(2)	1.4.2[1.4.2] 機材の品質等	<p>(1)使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿(契約時の最新版)」に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。</p> <p>なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。</p> <p>(2)使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(試験成績書等)を監督員に提出する。</p>

		<p>ただし、設計図書において JIS によると指定された機材で J I S マーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。)は、資料の提出を省略することができる。</p> <p>(ア) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる機材</p> <p>(イ) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品(特記で標仕及び改修標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。)</p> <p>(ウ) 特記により指定された材料又は製造者の製品</p>
(3)	1.4.4[1.4.5] 機材の検査等	<p>(1) 工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(ア)若しくは(イ)に該当する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 工事完成検査時または工事写真で、J I S マークを確認できる場合</p> <p>(イ) 建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合</p>
(4)	1.6.1[1.10.1] 工事検査	<p>(2) 約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。</p> <p>(3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第 48 条及び第 50 条に規定する検査は、発注者から通知された 検査日に検査を受ける。</p>